

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																														
1	<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>災害廃棄物対策担当</u>の分掌事務</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環境生活部</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>資源循環推進課</td><td>資源循環担当課長 災害廃棄物対策課長</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県障害者施策推進協議会</td><td>障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第24条第2項</u>の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障</td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			環境生活部	[略]		資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物対策課長	[略]	[略]		[略]			名称	所掌事務	[略]		岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第24条第2項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障	<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>災害廃棄物処理企画担当</u>の分掌事務</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること</p> <p><u>（災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。）</u></p> <p>。</p> <p><u>災害廃棄物処理技術担当</u>の分掌事務</p> <p><u>（1）東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理技術に関すること。</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環境生活部</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>資源循環推進課</td><td>資源循環担当課長 災害廃棄物処理企画担当課長</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県障害者施策推進協議会</td><td>障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第34条第2項</u>の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障</td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			環境生活部	[略]		資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物処理企画担当課長	[略]	[略]		[略]			名称	所掌事務	[略]		岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第34条第2項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																														
[略]																																																
環境生活部	[略]																																															
	資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物対策課長																																														
[略]	[略]																																															
[略]																																																
名称	所掌事務																																															
[略]																																																
岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第24条第2項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障																																															
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																														
[略]																																																
環境生活部	[略]																																															
	資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物処理企画担当課長																																														
[略]	[略]																																															
[略]																																																
名称	所掌事務																																															
[略]																																																
岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第34条第2項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障																																															

害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。

[略]

[略]

害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。

[略]

[略]

2 第18条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
県南広域振興局	奥州市	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡
[略]		

(総務部)

第21条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の総務部に置かれる総務センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	総務センター	位 置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関総務センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡

2 [略]

(県税部)

第22条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の県税部に置かれる県税センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	県税センター	位 置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関県税センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡

2 [略]

(保健福祉環境部)

第23条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の保健福祉環境部に置かれる保健福祉環境センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	保健福祉環境センター	位 置	所管区域

第18条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
県南広域振興局	奥州市	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡
[略]		

(総務部)

第21条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の総務部に置かれる総務センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	総務センター	位 置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関総務センター	一関市	一関市 西磐井郡

2 [略]

(県税部)

第22条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の県税部に置かれる県税センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	県税センター	位 置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関県税センター	一関市	一関市 西磐井郡

2 [略]

(保健福祉環境部)

第23条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の保健福祉環境部に置かれる保健福祉環境センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	保健福祉環境センター	位 置	所管区域

県南広域振興局	[略]		
	一関保健福祉環境センター	一関市	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
[略]			

2 [略]

(農政部)

第24条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の農政部に置かれる農林振興センター及び農村整備センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	農林振興センター又は農村整備センター	位置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関農林振興センター	一関市	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
	[略]		
	一関農村整備センター	一関市	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
[略]			

2 [略]

(土木部)

第28条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の土木部に置かれる土木センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	土木センター	位置	所管区域
[略]			
県南広域振興局	[略]		
	千厩土木センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 <u>東磐井郡</u>
[略]			

2～6 [略]

(保健所)

第36条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		

県南広域振興局	[略]		
	一関保健福祉環境センター	一関市	一関市 西磐井郡
[略]			

2 [略]

(農政部)

第24条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の農政部に置かれる農林振興センター及び農村整備センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	農林振興センター又は農村整備センター	位置	所管区域
県南広域振興局	[略]		
	一関農林振興センター	一関市	一関市 西磐井郡
	[略]		
	一関農村整備センター	一関市	一関市 西磐井郡
[略]			

2 [略]

(土木部)

第28条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の土木部に置かれる土木センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	土木センター	位置	所管区域
[略]			
県南広域振興局	[略]		
	千厩土木センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域
[略]			

2～6 [略]

(保健所)

第36条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		

岩手県一関保 健所	一関市	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
[略]		

(児童相談所)

第40条 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、第44条に定めるもののほか、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
岩手県一関児 童相談所	一関市	一関市 大船渡市 陸前高田 市 奥州市 胆沢郡 西磐井 郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡
[略]		

(家畜保健衛生所)

第58条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
岩手県県南家 畜保健衛生所	奥州市	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡 上閉伊郡
[略]		

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2・3 [略]

4 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
一関農業改良 普及センター	一関市	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
[略]		

[略]

岩手県一関保 健所	一関市	一関市 西磐井郡
[略]		

(児童相談所)

第40条 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、第44条に定めるもののほか、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
岩手県一関児 童相談所	一関市	一関市 大船渡市 陸前高田 市 奥州市 胆沢郡 西磐井 郡 気仙郡
[略]		

(家畜保健衛生所)

第58条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
岩手県県南家 畜保健衛生所	奥州市	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 上閉伊郡
[略]		

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2・3 [略]

4 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
一関農業改良 普及センター	一関市	一関市 西磐井郡
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月26日から施行する。